

3R活動推進フォーラム 規約

平成18年	5月31日	総会決定
平成19年	5月22日	一部改正
平成21年	5月12日	一部改正
平成22年	4月28日	一部改正
平成26年	5月23日	一部改正
平成29年	5月22日	一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本団体は、3R活動推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(所在地)

第2条 フォーラムは、事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 フォーラムは、国民、事業者、行政、研究機関等が一体となって発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rによる循環型社会づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 3Rに関する研鑽・啓発
- (2) 3Rに関する先進的事業の実施・支援
- (3) 3Rに関する調査研究の実施・支援
- (4) 3Rに関する国内外の情報の収集、提供
- (5) 前4項に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同して入会した団体をもって構成する。

(入会)

第6条 フォーラムの会員になろうとする団体は、フォーラムの趣旨に賛同し、入会申込書の提出をもって会員とする。

(負担金)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

2 自治体会員は負担金を免除する。

(退会)

第8条 会員がフォーラムを退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

第4章 組織及び運営

(役員)

第9条 フォーラムに、次の役員を置く。

理事 30名以内

監事 2名

2 理事及び監事は総会において選任する。

- 3 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、それぞれ総会において選出する。
- 4 会長は、フォーラムを代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 理事のうち、1名を専任理事とし、総会において選出する。
- 7 専任理事は、事務局を総括する。
- 8 監事は、フォーラムの会計を監査する。
- 9 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問(若干名)をおくことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が指名する。顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 顧問は、会長の求めに応じて本会の運営に関して助言をする。

(総会及び理事会)

第11条 フォーラムの議決機関として、総会及び理事会を置く。

- 2 総会は会長が招集し、役員任免、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、その他理事会が必要と認めた事項を審議し、議決する。
- 3 理事会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項のほか、フォーラムの運営に関する重要な事項を議決する。

(企画・運営委員会)

第12条 フォーラムの組織、制度、事業計画について審議するため、企画・運営委員会を設置することができる。

- 2 企画・運営委員会の運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

第13条 フォーラムの事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。ただし、次の総会までの期間に係る事務局運営費については、総会において事後承認することができる。

(事業報告及び決算)

第14条 フォーラムの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に会長が事業報告書、収支決算書として作成し、監事の監査を経て理事会及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 フォーラムの会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を(公財)廃棄物・3R研究財団に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 雑 則

(委任)

第17条 この規約の施行について必要な事項については、理事会の決定するところによる。

附 則

この規約は、平成18年5月31日から施行する。

この規約の一部改正は、平成19年5月22日から施行する。

この規約の一部改正は、平成21年5月12日から施行する。

この規約の一部改正は、平成22年4月28日から施行する。

この規約の一部改正は、平成26年5月23日から施行する。

この規約の一部改正は、平成29年5月22日から施行する。

3R活動推進フォーラム 負担金に関する規定

平成18年5月31日 総会決定

平成22年4月28日 一部改正

規約第7条に基づき、次のとおりとする。

第1 会員は年会費として10万円を納付しなければならない。

第2 自治体会員の負担金は免除する

第3 規約第6条に基づき入会するに際し、会費の納入が困難である等特別の事情がある場合には、第1の規定にかかわらず会費の納入を免除することができる。

第4 負担金は、5月末日までに納付するものとする。

3R活動推進フォーラム 企画・運営委員会設置要領

平成21年 5月12日理事会決定

(目的)

第1条 3R活動推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)規約第12条により、フォーラムに企画・運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、理事会から付託された事項または、会長より諮問された事項について審議することを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、会員及び会員外の有識者をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

(招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(委員会)

第6条 委員会は、フォーラムの組織、制度、事業計画について必要となる事項について審議する。

2 委員会は、審議に必要な調査を行うことができる。

3 委員会は、審議に必要と認める場合は、その目的に相応しい関係者を出席させることができる。

(審議事項の処理)

第7条 委員長は、委員会で審議決定した事項及び経過を理事会に報告し、または会長に答申しなければならない。

(附則)

この要領は平成21年5月12日から施行する。